「情報公開文書」

受付番号: 2021-4-9002

課題名:老化関連代謝物質及びその制御機構の検討(後方視的観察研究)

研究責任者:東北メディカル・メガバンク機構 教授 小柴生造

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画コホート調査参加者のうち20歳以上の成人約 5,000 人

2. 研究目的·方法

【研究期間】

2021年12月(倫理委員会承認後)~2030年3月

【研究目的】

東北大学東北メディカル・メガバンク機構は、順天堂大学医学部附属順天堂医院、新潟 大学および東京大学と「老化関連代謝物質及びその制御機構の検討(後方視的観察研究)」という共同研究を行っております。この研究において我々は加齢及び加齢性疾患に 伴い血液で増加する代謝物質のうち老化形質を促進する代謝物質を「老化促進代謝物質」 と定義し、その病的意義を明らかにしたいと考えています。

【研究方法】

本目的を達成するために、老化に伴い血液中で発現量が変動する代謝物質の探索、及び 遺伝的背景(ゲノム)の検討を、東北メディカル・メガバンク機構で取得されているメタ ボロームデータやゲノムデータを用いて検討させていただきます。

また、本研究はヘルシンキ宣言と人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に基づいて行われます。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報:メタボロームデータ、ゲノムデータ、検体提供者の背景(年齢、性別、身長、体重、BMI、腎機能、肝機能、喫煙歴、飲酒歴、既往歴(基礎疾患の影響を研究から除外するため)、心不全の有無及び重症度、内服薬)。

本研究には匿名化された情報のみを用いるため、個人情報が共同研究機関に提供されない。

4. 外部への試料・情報の提供

東北大学東北メディカル・メガバンク機構から外部への試料の提供はありません。匿名化された調査票情報、生化学検査情報、メタボローム情報、ゲノム情報は共同研究先と共有され、 共同で解析を行う場合があります。

提供する情報は、機構内にあるスーパーコンピューターの共同研究区画に必要なデータを 置き、スーパーコンピューター上で解析を行います。

5. 関係研究組織

東北大学東北メディカル・メガバンク機構と順天堂大学医学部附属順天堂医院の共同研究 となります。

研究代表者

順天堂大学医学部附属順天堂医院 循環器内科学講座

職名・氏名: 准教授・清水 逸平

共同研究機関

新潟大学 医歯学総合研究科

職名・氏名: 教授 奥田 修二郎

東京大学医学部付属病院 脳神経内科

職名・氏名: 講師 氏名 石浦 浩之

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内 で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口 〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL: 022-274-6016

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート担当 〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL: 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート担当

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>
- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。 保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口 に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>
- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合